

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第1号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成5年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、獣医師修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて<u>毎年度ごとに当該年度の4月20日</u>までに知事に提出しなければならない。ただし、<u>貸与を受けようとする年度に</u>大学に入学する者にあつては、<u>第4号及び第5号</u>に掲げる書類の添付を要しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 前項に規定する書類の提出期限によることが困難であると知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に定める提出期限によるものとする。</u></p> <p><u>3 申請者で前年度に引き続いて修学資金を受けようとするものは、第1項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号まで及び第6号</u>に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>(貸与の決定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の審査の結果、貸与することが適当であると認められた者については貸与することを決定し、獣医師修学資金貸与決定通知書(様式第4号)により<u>当該申請者に通知し、貸与することが適当でない</u>と認められた者については貸与しないことを決定し、獣医師修学資金貸与</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、獣医師修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、<u>毎年度、知事が別に定める日</u>までに知事に提出しなければならない。ただし、<u>修学資金の貸与(以下「貸与」という。)</u>を受けようとする年度に大学に入学する者にあつては、<u>第3号及び第4号</u>に掲げる書類の添付を要しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 申請者で前年度に引き続いて貸与を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号及び第5号</u>に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>(貸与の決定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の審査の結果、貸与することが適当であると認められた者については貸与することを決定し、獣医師修学資金貸与決定通知書(様式第4号)により、<u>貸与することが適当でない</u>と認められた者については貸与しないことを決定し、獣医師修学資金貸与不承認決定通知書</p>

改正前	改正後
<p>不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。 （誓約書の提出）</p> <p>第6条 前条第2項の規定による<u>修学資金の貸与</u>の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に誓約書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。 （修学資金の交付）</p> <p>第7条 修学資金は、6月、9月、12月、3月の4期において各期の当該月分までを交付する。</p> <p>（借用証書の提出）</p> <p>第8条 <u>修学資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（様式第7号）を直ちに、知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>修学資金の貸与</u>を辞退したとき。 （貸与の再開）</p> <p>第12条 前条の規定により<u>修学資金の貸与</u>の停止を受けた者が<u>修学資金の貸与</u>の再開を申請しようとするときは、獣医師修学資金貸与再開申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（様式第5号）により、<u>それぞれ申請者に通知する</u>。 （誓約書の提出）</p> <p>第6条 前条第2項の規定による<u>貸与</u>の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に誓約書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。 （修学資金の交付）</p> <p>第7条 修学資金は、6月、9月、12月、3月の4期において各期の当該月分までを交付する。<u>ただし、これにより難しい場合は、別に知事が定める。</u> <u>（必要書類の提出）</u></p> <p><u>第7条の2 貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）で、大学に在学しているもの（第3条に規定する者を除く。）は、正規の修学期間において、毎年度、同条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類を、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（借用証書の提出）</p> <p>第8条 <u>貸与生</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（様式第7号）を直ちに、知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>貸与</u>を辞退したとき。 （貸与の再開）</p> <p>第12条 前条の規定により<u>貸与</u>の停止を受けた者が<u>貸与</u>の再開を申請しようとするときは、獣医師修学資金貸与再開申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 知事は、<u>修学資金の貸与</u>を再開することを決定したときは、<u>獣医師修学資金貸与再開通知書</u>（様式第19号）により当該貸与生に通知するものとする。</p> <p>（修学資金の辞退）</p> <p>第13条 貸与生が<u>修学資金の貸与</u>を辞退しようとするときは、<u>獣医師修学資金辞退届</u>（様式第20号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（返還）</p> <p>第15条 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金の額は、次の方法により算出した額とする。</p> <p>(1) 返還金 <u>修学資金の貸与総額</u>から、指定機関において獣医師の業務に従事した月数（以下「<u>従事月数</u>」という。）を<u>修学資金の貸与</u>を受けた月数（以下「<u>貸与月数</u>」という。）の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に<u>修学資金の貸与総額</u>を乗じて得た金額を控除した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>（補則）</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、<u>修学資金の貸与</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>2 知事は、<u>貸与</u>を再開することを決定したときは、<u>獣医師修学資金貸与再開通知書</u>（様式第19号）により当該貸与生に通知するものとする。</p> <p>（修学資金の辞退）</p> <p>第13条 貸与生が<u>貸与</u>を辞退しようとするときは、<u>獣医師修学資金辞退届</u>（様式第20号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（返還）</p> <p>第15条 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金の額は、次の方法により算出した額とする。</p> <p>(1) 返還金 <u>修学資金の貸与総額</u>から、指定機関において獣医師の業務に従事した月数（以下「<u>従事月数</u>」という。）を<u>貸与</u>を受けた月数（以下「<u>貸与月数</u>」という。）の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に<u>修学資金の貸与総額</u>を乗じて得た金額を控除した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>（補則）</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、<u>貸与</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。